

睡虎地秦簡《語書》釈文注解(下I)

高橋庸一郎

二、法律未足、民多詐巧、故後有間令下者。

訓読

法律未だ足らざれば、民多く詐ること巧なり、故に後に令下に間する者有り、

注解

(1) 詐巧 詐は『説文』に、「欺也、从言乍聲」(欺くなり。言に从がい、乍聲)とある。しかしこの乍はただ音を表わしているだけではない。或いはその乍に伴う音が一定の意味を表わし、それが詐であるということであると云った方がいかもしれない。しかし乍は『説文』に、「止也、一曰亡也、从亡、从一」(止むなり、一に亡と曰うなり。亡に从い、一に从う)とあるのみでその原義に触れる所がない。徐鍇は、「出亡得一則止、暫止也」(亡に出でて一を得れば則ち止、暫く止るなり)と注するが、止字は足あと象形に依るものであつて乍字とは異なるはずである。乍の原義は寧ろ作で

あろう。金文では、彝器製作の由来を述べることが多く、その際頻出する乍字は作の意である。甲骨卜辞に用いられた乍字を見ると、ある真直なものを押しまげ折り込むことを表わしているように思われる。康殷の『文字源流浅説』に、「象上衣的領形、」とし、更に、「用以表示製作、相當於後來的作字」とし或いは、「剛々製作一衣、僅々造出衣領部分、以示爲時小久之意」としているが、衣字と乍字は甲骨の字形も全く異なり、康殷が乍の甲骨字形が衣の甲骨字形の一部と全く同一であるとの前提に立つのは些か疑問が持たれる。乍の原字はある種の古代儀礼に則ったものであろう。祚の字があり、昨の字があるのはそのことをよく表わしているものと思われる。神前に供物を奉げるのにあたり、供物の形をある一定の形と容量にする為に掘曲させることが、乍字の原義であつたのであろう。またその音がその原意を含んで乍字を字素とする他字にも引伸されていったものと思われる。詐は故意に、強いて掘曲さる意を表わした文字である。即ち欺くである。巧は『説文』に、「技也从工乍聲」(技なり。工に从い、乍聲)とある。工は『説文』に、「巧飾也、象

人有規榘也、與巫同意、凡工之屬皆从工」(巧飾なり。人規榘有るを象するなり。巫と同意、凡そ工の屬は皆な工に从う)とあり、徐鍇は、「爲巧必遵規矩法度、然後爲工否、則目巧也、巫事無形、失在於詭、亦當遵規榘、故已與巫同意」(巧爲るには必ず規矩法度を遵り、然後工否を爲す。則ち目は巧なり。巫は無形に事かえ、在を詭に失う。また當に規矩に遵う。故に已に巫と同意なり)と注している。また巫について『説文』は、「祝也、女能事無形以舞降神者也、象人兩褒舞形與工同意、古者巫咸初作巫、凡巫屬皆从巫」(祝なり。女能く無形に事えて以て舞いて神を降す者なり。人の兩褒の舞形を象し、工と同意なり。古者、巫咸は初め巫に作る。凡そ巫の屬は皆な巫に从う)とする。即ち工と巫と同意であることを述べているのであるがその意は尽されてはいない。これについては段玉裁、白川静、康殷など多くの説を見ることが出来るがどうも當を得ているようには思えない。工は恐らく巫覡が神魂を降すべく、手に持って舞う為の祈祷の具であったのであろう。工を持ってはじめて神意を量り、それと一致することが出来たのであろう。不、丕、父、斧、付、赴、舞、無などが関連する意味を持つ字であらう。工が後に規矩の意味になるのは、この神意を押し量り一致させるようにする為の工具という点から引伸されたものである。ただ工の音は、後に交、構、爻などの意を持った意味から来た音で、まじわる、木組みをつくるというような意味を持つ音である。𠄎は『説文』に、「气欲舒出り上礙於一也、𠄎古文以爲𠄎字、又以爲巧字、凡𠄎之屬皆从𠄎」(气が舒び出でんと欲す。𠄎の上は一に礙げらるるなり、𠄎は

古文に以って𠄎字と爲す。又以って巧字と爲す。凡そ𠄎の屬は皆な𠄎に从う)とある。また𠄎は『説文』に、「於也、象气之舒、𠄎从𠄎一、一者其气平之也」(於なり、气の舒びるを象す、𠄎は𠄎に从い一に从う。一は其の气の平かにするなり)とあり。徐鍇によると音は、羽俱切である。更に『説文』には、𠄎字があり、それは、「驚語也、从口从𠄎、𠄎亦聲、」(驚きの語なり。口に从い𠄎に从う。𠄎は亦た聲なり)となつてゐる。これに徐鍇は、「臣鉉等案、口部有𠄎、此重出、况于切」(臣鉉等案するに、口部に𠄎有り、此に重ねて出ず。況于切)と注するが、𠄎の音は、𠄎亦聲であるから𠄎の音の羽俱切であるはずである。況于切は別音であらう。即ち巧は、音は工が持っていた本来の意味の巫から転じて規矩になつた時に、巫の音から工の音へ転じたのであり、巧は𠄎聲によるのではないであらう。工は確に手足を動して規矩を用いるような作業、或いはそうした作業を行うことを言うのであるから「技也」である。しかし巧は、その技が驚語を發せざるを得ないような技であるといふのである。

(2) 問は『説文』に問として、「隙也从門从月」(隙なり、門に从い、月に从う)とあり、徐鍇は、「夫門夜閉、閉而見月光、是有間隙也」(夫れ門は夜閉じ、閉じて月光を見れば、これ間隙有るなり)と注する。段玉裁はこの『説文』の説解に、「隙者壁際也、引申之、凡有兩邊有中者皆謂之隙、隙謂之間、閒者門開則中爲際、凡罅縫皆曰閒、其爲有兩有中一也」(隙は壁の際なり。之を引申す。凡そ兩邊有りて中に有るは皆なこれを隙と謂う。隙はこれを間と謂う。閒

とは門開けば則ち中を隙と爲す。凡そ降縫は皆な閉と曰う。其の兩つ有る爲に中に一有るなり」と言い添えている。しかしこれ等はこの本文を読解する手だけにはならないようである。「単行本」には、「問、読為干、△淮南子、説林△注、『乱也』(問は読んで干と爲す)。「淮南子、説林」の注に『乱なり』とする。これを辿るにはいくつかの段階を踏まねばならない。先ず「問、読為干」については『儀禮、聘禮』に、「凡庭實隨入左先皮馬相間可也」(凡そ庭實は隨入して左し、先づ皮馬相間するは可なり)とあり、これについて鄭氏注は「隨入不並行也、問猶代也、上物有互、君子不以所無爲禮、畜獸同類可以相代、古文間作干」(隨入とは並行せずなり。問は猶お代の如しなり。上物に宜有り、君子は無所を以て禮と爲さず。畜獸同類は以て相代る可し。古文の間は干に作る)とする。「単行本」はこの注の最後の所を取って「問、読為干」とするのであるが、この注からは寧しろ「問猶代也」に注目した方がいであらう。代とは「相代る」ことであり、それはまた變えることでもあるから、それが乱に繋ると見た方がよいであらう。確かに『淮南子・説林訓』には、「輻之入轂各值其鑿不得相通、猶人臣各守其職不得相干」(輻の轂に入るは各々其の鑿に値りて相に通ずるを得ず、人臣各々其の職を守りて相い干すを得ざるが猶し)とあり、その干について許慎は、「干亂也」(干は亂るなり)と注を付している。しかしこの『淮南子』の文はそれぞれ「相通」「相干」と相の字がついている所を見れば、この干も代の意味と考えてよい。干が明確に犯すの意味になるのはもう少し後になってからである。司馬相

如『子虚賦』に、「岑峯參差日月蔽虧、交錯糾紛上干青雲」(岑峯參差たる日月は蔽くれ虧け、交錯糾紛として上は青雲を干す)とあり、この干についての郭璞の注は、「善曰孔安國尚書傳曰干犯也」(善曰く、孔安國の尚書傳に曰く、干は犯すなり)となっている。

### 訳文

法律が不完全であると、人民のうちには、巧みにいつわって対処するものも多くなり、その為に法令を司る者うちにはその場限りの實際に合せる為、その法令を他法令とさしかえて下したりする者が出て来るのである。

三、凡法律令者、以教道(導)民、去其淫避(僻)、除其惡俗、而使之之于爲善殿(也)。

### 訓読

凡そ法律令なる者は、以て民を教え導びき、其の淫僻(1)を去り、其の惡俗を除き、之を以て善を爲すに之かしまるなり。

### 注解

(1) 律 『説文』には、「均布也从彳聿聲」(均しく布するなり、彳に从い、聿聲)とあるが、その形と義との結びつきについては触れられていない。康殷『文字源流淺説』には、金、釈建、从聿以象手執筆、从征、以表示筆在運動——書写之意。与後篆文的猪律構造上

相同、初意未明、待考」(金文では建の字に釈している。聿に従って、手で筆を握っている様の象形である。聿に従うことによって筆が動いていることを表わしている。後の篆文の建は律と構造上は同じであるが、この文字の初義はまだ明らかでない。後考を待つ)とする。段玉裁は『説文』に注して、「律者所以範天下之不一而歸於一故曰均布也」(律は天下の不一に範たりて一に歸さしむ。故に均しく布すと曰うなり)とするが、これも字義の来源を探ったものではない。この字は彳に従いもとは止にも従っていたように、本来街衡の設定上のきまりを言ったものであろう。『易』には「師出以律」(師は出づるに律を以てす)とあり。また『尚書、舜典』に、「協時月正日、同律度量衡」(協して月を時し、日を正し、律度量衡を同じくす)とあり、これに孔安国は、「律法制及尺丈斛斗斤兩皆均同」(律は法制及び尺丈、斛斗、斤兩皆均しく同じ)と注し、また同律について、「王云同齊也、律六律也、馬云律法也、鄭云陰呂陽律也」(王云く、同は齊なり、律は六律なり、馬云く、律は法なり、鄭云く、陰は呂、陽は律なり)と言っている。こうしてみると街衡の設定上のきまりが一般的法制や、律呂の制を表わすようになったのであろう。令は『説文』に、「發號也、从△月」(號を發するなり、△と月に従う)とある。徐鍇は注して、「號令者集而爲之、月制也」(號令は集めて之を爲す。月は制なり)と言っている。しかし甲骨文、金文に見る令は、月に従ってはいない。康殷の『文字源流淺説』には、「△概代表屋頂、傘蓋? 象坐在△下(發號施令)の人の形、周以表示施令之意、」(△は大體屋舎を代表している。天蓋

用の傘かもしれない。△の下に坐っている人の形を象形したものである) (號令を發して令を行わしめている。周はこれで令が實際に行われるのを表わした)とあるが、恐らくこの方が正しいであろう。許慎は甲骨金文を見る機会はなかったであろうから、令字の下部が人の坐する象形であるとは理解出来なかったのである。

(2) 淫 避 淫は『説文』に、「侵淫隨理也、从水、至聲、一曰久雨爲淫」(侵し淫ふれて随いままに理するなり、水に従い、至聲、一に曰く、久しき雨を淫と爲す)とある。段注に、「浸淫者以漸而入也」(浸淫とは漸を以て入るなり)とある。淫字は手で何物かを徐々に水中に押し込み、その為水があふれ出る象形である。過度を表わすのである。避は単行本では僻字の仮借、或いは通假の字としているが、写真版を見る限りでは、それが僻か、避か、或いは僻かは判然としない。淫僻、淫辟ともに同義の語であるからどちらでも問題はない。辟は『説文』に、「法也从刀从辛、節制其鼻也、从口用法者也」(法なり、刀に従い、辛に従う。其の鼻を節制するなり。口に従うは法を用いる者なり)とあるがこの説解は理解し難い。これに伴い辛字を『説文』は、「秋時萬物成而孰、金剛味辛、辛痛、即泣出、从一从辛、辛鼻也、辛承庚、象人股」(秋時、萬物成りて孰す。金剛の味は辛、辛は痛、即ち泣し出す。一に従い辛に従う。辛は鼻なり。辛は庚を承け、人の股を象る)とするがこれも意味の解しがたい文である。段注は辛字を新字と関連させて、「律書曰、辛者言萬物之新生、故曰辛、律麻志曰悉新於辛、釋名曰、辛新也、物初新者皆収成也」(律書に曰く、辛は萬物の新生す

るを言う、故に辛と曰う。律麻志に曰く、悉く辛に新し、釋名に曰く、辛は新なり、物の初新なる者は皆収し成るなり」といっているが、新の原意が新にあるとは思えない。辛は康殷が『源流説』で言うように刀類の象形であろう。或いは白川静が指摘するように針に通じてハリ状のものを言うのであろう。そして居は『説文』が言うように刀ではなく即ち節ではなく、甲骨金文では明らかに人形に象っている。即ち辟字は、刀と人によって神的な靈力を収めた箱が囲まれている形である。つまりその聖箱を辛によって開けようとしているのか、或いは開けようとするのをふせごうとしているのか、或いはまたその箱に何等かの関わりを持った人を辛によって罰せようとしているかである。辟が『爾雅、釈詁』では「辟、辟、法也、」辟、罪也」と見えたり、また『左伝、襄二十五』の、「先王之命、唯罪所在、各致其辟」(先王の命、唯だ罪在らしむる所、各々其の辟を致すのみ)の杜預の注に「辟、誅也」と見え、或いは辟字を含む字、劈、避、霹などが皆な裂けるの意味を持っていたりするのはこの字の形象が持つ多面的な内容に依るのである。この場合の辟は、『集韻』に、「辟、邪也」と見えるのに当る。『論語、先進』に、「柴や愚、参也魯、師也辟、由也嗇」(柴や愚、参や魯、師や辟、由や嗇)とあり、何晏の集解には馬融を引いて、「子張才過人、失在邪辟文過」(子張、才は人に過ぐ、失は邪辟の文の過ぐるに在り)と述べこの辟は邪辟と解している。また『左伝、昭六』に、「叔向曰、楚辟、我衷、若何效辟」(叔向曰く、楚は辟、我は衷、若し何ぞ辟を效す)とあって、杜預の注は、「辟、邪也、衷、正也」

とある。

訳文

法、律、令とは、人民を教え導き、そのよこしまな所を取り除き、そのよくない風俗をやめさせて、人民に善を行うようにさせるものである。

四、今灋律令已具矣、而吏民莫用、郷俗淫失(1)之民不止、是即灋(廢)主之明灋殿(也)、而長邪避(僻)淫失(2)之民、甚害於邦、不便於民。

訓読

今、灋律令已に具わり、而るに吏民用いる莫くば、郷俗淫失の民止まらず、是れ即ち主の明灋を廢するなり、而して邪僻淫失の民を長せしめ、甚しく邦を害し、民に便せず

注解

(1) 具 『説文』に、「共置也、从卅从貝省、古以貝爲貨」(共置するなり、卅に从い貝の省に从う。古は貝を以って貨と爲す)とある。ここに言う「共置」というのは興味を持たれる。共は『説文』に、「同也、从廿卅」(同なり、廿と卅に从う)とあるから共置とは同置ということになる。同置とは両の手で奉げ置くことの象形である共とは異なる。康殷は具と共を同根の字として、共の金文は、「象

双手共捧一釜鍋形、晚周訛作𠄎、篆文同此、旧釈共金文異形作𠄎、乃甲字(初文皆作盾形)象共同举甲(双手にて共に一釜鍋の形を捧げるを象る、晚周に訛して𠄎に作る。篆文此に同じ。旧釈の共は金文異形で𠄎に作る。乃ち甲字(初文は皆な盾形に作る)、共同して甲を挙ぐるを象す)とし、更に、「甲文中无𠄎形(共字形)、疑此𠄎形乃甲文𠄎、𠄎旧釈具的省文、可能具、共二字古本一字、(𠄎省為)𠄎省足)声意皆通、後分為二字」(甲骨文中には𠄎形(共の字形)はない。恐らくこの𠄎形は甲骨文字の𠄎である。𠄎は旧釈では具の省文である。恐らく具、共の二字は古い時代には同じ一字であったであろう(𠄎の省文は)𠄎であって足を省したのである)音、意ともに通じて、後に分れて二字となったのである)としている。しかしいま共と具は、声、意ともに異なるように思える。具はむしろ供と意味が通じていよう。段玉裁は、共を、「廿二十并也二十人皆竦手是爲同也」(廿は二十人并するなり。二十人皆な手を竦ぬるは是れ同を爲すなり)とする。「説文」に具を共置としたその共には康殷が言う意味での同根字体という意味が果してあったかどうか興味を持たれる。

(2) 吏 「説文」に、「治人者也、从一从史、史亦聲」(人を治むる者なり、一に从い史に从う、史亦た聲)とある。これに徐鍇は、「吏之治人心主於一、故从一」(吏の人を治むるは、心一に於いて主とす、故に一に从う)と注する。許叔重を始めとする中国の歴代の文字学者達が、文字中の一にただならぬ意味付けを行って解釈するのは一つの伝統になっているように思える。「老子」の、「道生

一、一生二、二生三、三生萬物、萬物負陰而抱陽」(道は一を生み、一は二を生み、二は三を生み、三は萬物を生み、萬物は陰を負いて陽を抱く)などに見えるように道家の思想の基本を形成しており、また「論語・里仁」に、「子曰、參乎、吾道一以貫之哉」(子曰く、参よ、吾が道は一以って之を貫ぬく)とあり、また「衛靈公」にも、「予一以貫之」(予は一以って之を貫く)とあって儒家にとっても一は重要な価値観の基本にすえられている。易にも「繫辭下傳」に、「天下之動貞一者也」(天下の動は貞の一なる者なり)ともあって、全現象把握の基本概念となっている。これ等の観点が文字解釈の上に反映されているのである。しかし文字の発生期である殷武丁の時代は、諸子百家より逆ること約千年である。文字の解釈にあまり安易に哲理的解釈を介在させるべきではないであろう。

(3) 淫泆 「史記・始皇本紀」、三十六年の条に始皇が会稽山に登り、石を立て秦の徳を讃えた碑を刻したことが見えこの中に、「秦聖臨國、始定刑名、顯陳舊章、初平法式、審別職任、以立恆常」(秦、聖國に臨み、始めて刑名を定め、顯に舊章を陳ね、初めて法式を平かにし、審らかに職任を別ち、以って恆常を立つ)といった文が見える。この「語書」は南郡守騰が発したもので、直接秦王が出したのではない。しかし騰がこうした書が発した背景にはこの会稽刻石の内容に見えるような秦王の強い意志が働いていたに相違ない。「語書」はその具体的な表われであったのである。そしてこの刻石の文には淫泆の語が使われている箇所があり、その前後の文は秦王の郷俗矯正の爲の極めて具体的な考えが述べられている。いま

この「語書」を解するに当りこの辺りの文が参考となるので引用しておく、「飾省宣義、有子而嫁、倍死不貞。防隔内外、禁止淫泆、男女絜誠。夫爲寄親、殺之無罪。男秉義程、妻爲逃嫁、子不得母、咸化廉清、大治濯俗、天下承風、蒙被休經。皆遵度軌、和安敦勉、莫不順令。黔首修絜、人樂同則、嘉保大平、後敬奉法、常治無極、輿舟不傾」(首を飾りて義を宣し、子有りて嫁し、死に倍むきて貞ならざれば、内外を防隔し、淫泆を禁止し、男女を絜誠にす。夫寄親を爲せば、之を殺すも罪無し。男義程に乗するも、妻逃嫁を爲せば、子母を得ず。咸く廉清に化す。大治は俗を濯い、天下は風を承けて休經を蒙被す。皆な度軌を遵り、和ぎ安らぎ敦しみて勉め、令に順ぜざる莫し。黔首修まり絜らかに、人樂則を同じくし、太平を嘉保す。後も敬みて法を奉つり、常に治まりて極まること無ければ、輿舟傾かず)

この刻石は始皇三十七年である。「語書」は二十年であるから、両者には十七年の隔りがある。しかし両者には非常に共通した点が見られることも確かである。即ちこの刻石文には、例えば、「六王專倍、貪戾傲猛、率衆自彊。暴虐恣行、負力而驕、數動甲兵。陰通間使、以事合從、行爲辟方。内飾詐謀、外來侵邊、遂起禍殃。」(六王専ら倍き、貪戾傲猛、衆を率いて自から彊しとし、暴虐恣行し、力を買みて驕り、數々甲兵を動す。陰では間使に通じ、以って合從を事とす。辟方を行爲し。内には詐謀を飾り、外には來りて邊を侵し、遂に禍殃を起す)というような内外に対する軍事的な強い警戒が表明されているがそれ等は謂はば極めて抽象的な言い方で終止

し、それ程力点がおかれているとは思えない。それに反して、郷俗の法による教導については非常に具体的に示されていて説得力を感じさせる。この郷俗、民俗の法による廉清化こそが両文の一致する所である。因みに『左伝・隱三』に、「臣聞愛子教之以義方、弗納於邪、驕奢淫泆、所自邪也」(臣聞く、子を愛すれば之を教うるに義方を以ってし、邪に納れず、驕奢淫泆は邪なる所から自りてするなり)とあり、会箋には、「淫謂嗜欲過度。泆謂放恣無藝」(淫は嗜欲の度を過ぎたるを謂い、泆は放恣にして無藝なるを謂う)とある。

(4) 灋 ここでは廢の意味に用いられている。清の吳大澂『說文古籀補』には、「古文灋、廢爲一字也」(古文の灋は、廢一字と爲るなり)とあり、また『管子、修靡』の、「利不可法、故民流、神不可法、故事之」(利は法すべからず、故に民流し、神は法すべからず、故に之に事う)について郭沫若の『管子集校』は、「金文以法爲廢字、此兩法字均當讀爲廢」(金文では法を以って廢字と爲し、此の兩字は均しく當に讀んで廢と爲すべし)としている。音による通假字であろう。

### 訳文

今、法、律、令が已に具備している。にもかかわらず役人や人民がそれを用いることをしなければ、それぞれ地方地方の習俗が邪悪である場合は、それに従って改めない人民があつたとたないことになる。これは即ち天子の立派な法を廢することになり、邪悪で放埒

無道の人民が、甚しく邦を害し、他の人民にとって決してよいことではない。

無道之人民、甚しく邦を害し、他の人民にとって決してよいことではない。

無道之人民、甚しく邦を害し、他の人民にとって決してよいことではない。

無道之人民、甚しく邦を害し、他の人民にとって決してよいことではない。

無道之人民、甚しく邦を害し、他の人民にとって決してよいことではない。

(一九九二年四月二二日受理)